様式第２号（第５条関係）

令和８年８月１０日

出　張　報　告　書

栗山町議会議長　鵜　川　和　彦　　様

栗山町議会議員　　齊藤　義崇

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

１　期　　日　　令和８年８月４日　～　令和８年８月５日まで

２　旅 行 先　　福岡県

３　目　　的　　株式会社　廣瀬行政研究所セミナー

４　関係書類　　別紙のとおり

栗山町議会
8.8.10
第　　号
受付

日　　時	令和８年８月４日(13:30～16:00)
視 察 先	アクロス福岡（株式会社　廣瀬行政研究所）
調査事項	議員に求められるネットリテラシー（セミナー参加受講）
対 応 者	講師　廣瀬和彦氏　（株）廣瀬行政研究所
１．視察目的 （研修目的）	栗山町議会議員もＳＮＳによる情報発信が盛んになりつつあり、その配信情報について、ルールや基本的な取り扱いの考え方を学ぶため、本研修を受講することとした。
２．視察内容 （研修内容）	研修（13:30～16:00）は、主に区分すると、以下の９項目となる。 １．議会・議員によるＳＮＳ発信による現状と課題 ２．主なＳＮＳの侵害行為 ①プライバシー侵害　②名誉棄損・屈辱 ③著作権等侵害　④虚偽情報の講評 ３．法解釈、罰と量刑の整理 ４．刑事罰、民事における裁判の実態などを解説された。 ５．各議会や議員の実例の紹介 ６．議会の権限や限界 ７．炎上したときの対応 ８．議員間や市民との応対方法の実例 ９．マニュアルに規定すべき事項 ※１　ネットリテラシー インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力のこと。
３．主な質疑	質疑を２つ行った １．議員の表明権と議会の自立権の関係性について ２．リツイートの許される範囲と権限について
４．考　　察 （感想、政策提言、課題など）	ＳＮＳ配信の現状と課題では令和５年度では６，４６３件の相談業務対応が、違法・有害として扱われた（総務省調べ）相談者の誹謗中傷とプライバシーの侵害が大多数である。インターネッ

	ットと情報端末の普及により、多くの情報が社会に流れ、トラブルの発生の原因となっている。 議員としては、まず一般市民と同様に、何が名誉棄損やトラブル、その後の法廷闘争な大騒ぎとなるのか、過去の実例を充分に検証し、ＳＮＳで情報取り扱うときの注意事項をよく理解しておくことが必要不可欠である。これは社会の基本である。次に立場により名誉棄損やプライバシー権の侵害と名誉・信用棄損・業務妨害・損害の大きさが異なることを理解することである。政治家（議員、首長等）、団体の代表者、会社の代表者等、責任と立場の重い職種の人は、影響も大きく品格や高い倫理感を持ち情報を取り扱う必要がある。不適切なＳＮＳとは、誹謗中傷のみならず、事実でも誤解の受けること自体も影響が大きい。配信情報の精査はもとより、リテラシーを有するべきである。 また政治倫理の大きな意義の一つとして、「議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら信頼関係を構築すること」であり、法的に違法なくても道義的・政治的に責任が問われることはありうるとした。 ※２　倫理　強制力を伴う法規範に対して、内心の道徳規範 ※３　政治倫理　政治にかかわる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い ※４　行政倫理　公務員に対する社会の期待や信頼にこたえる行政規範 次に議員の不適切なＳＮＳに対する議会としての対応は　①正規の議会活動（本会議・委員会・協議会等・公式行事）の場合は地方自治法１３４条による懲罰、各議会の条例や規則による対応　②議会外での活動では政治倫理に反する行為としての事実上の決議又は公表　となる。政治的な表明権はあるが、事実でないことや行き過ぎる特定な批判は対処すべき事項となる。特に議会では質問・質疑・答弁等の議会や自治体が有する著作物であり、保護され、その取り扱いに注意が必要である。 また議会や議員がネット上で炎上した場合は、①証拠保存　②侵害停止　③事実確定　④被害者対応　⑤市民説明　⑥法的措置、政治的責任処理　⑦再発防止　が順で必要となる。感情的な対応をせず、組織として応対し、必要に応じて法律家や警察の力も借りることがポイントである。特に自己のコメントを添えたリツイートは炎上しやすい。

	※５　リツイート　他者や団体のＳＮＳ情報を、自己情報として再投稿し、ＳＮＳ表現すること 最後に、議会としての指針やマニュアルの策定のポイントとしては、①投稿前チェックリストを置く　②住民相談・写真・非公開情報の取り扱いの具体化　③炎上時の初動フォローの定め　④生成ＡＩ・ディープフェイク条項の制定　⑤議員個人アカウントと議会公式アカウントの仕分けと規律　これらを盛り込んで具体的に議会として制定し、誤ったときには品格・倫理に反するとして、注意・勧告・公表をすることが大切である。 ※６　参考事例　青梅市議会、日高市議会 この研修では上記のまとめの通り、議員のネットリテラシーに関して、とても勉強になり基礎知識が備わった。また栗山町議会では規定が不十分であることが理解できたので、議会改革推進会議の座長として、ＳＮＳの取扱いの規定強化とマニュアル策定をするべきであろうと考える良い機会となった。 また、ＳＮＳによる議員のトラブルの回避では、規則を具体的に決議・制定し、道義的責任を課すことが重要なポイントであると感じた。議員の表明権はあるが、議会には自立権があり、議長から機関意思を適宜に示すことが回避の基本となる。トラブル事案が発生したときは、規則に初動対応を掲載しておくこが、迅速な対応が可能となる。法的解決は過去事例からも難しいため、事実事案と品格や倫理等に対する注意・問責・勧告が有効である。ただし、議会に強制力はないことに注意が必要である。